

自己点検・評価報告書

平成 28 年 7 月

武蔵野音楽大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	11
基準 3 経営・管理と財務	18
基準 4 自己点検・評価	25
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	28
基準 A 演奏活動	28
基準 B 社会連携	29

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1 建学の精神・基本理念

本学は、建学の精神を「和」のこころと定め、「音楽芸術美の探究」を基本理念とし、教育方針として「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」を掲げている。

本学の前身である武蔵野音楽学校は、各種学校として武蔵野の地（現在：東京都練馬区）に昭和4(1929)年に創立された。

創立者福井直秋は、西洋音楽の美に深く感動し、この音楽美の探求には西洋の歴史、文化そして思想を含めた音楽の正しい理解が不可欠であると確信した。それまで長年にわたり音楽教育に従事してきた創立者にとって、「音楽芸術の研鑽」並びに教養に裏付けられた「人間形成」すなわち人格と感性の陶冶は、互いに相高めあうものであるとの強い信念を持ち続けたが、当時はそのような理想的な教育を実践する場は極めてまれであった。本学の開設には、創立者による学校の設立を強く懇請した多くの学生たちと創立者の熱意に共鳴する教職員が深く関わっており、さらに、善意ある無私に協力と共通理念の具体化を願う一人ひとりの物心両面にわたる「和」のこころにより、本学の創立は現実のものとなった。

創立時には、学生たちが率先協力して自らの手で校地の選択から校名や校章の決定、そして校舎建設用地の整地作業までも行ったと記録されており、「和」のこころがあらゆる活動の原動力となるとの信念から、これを建学の精神と定めた。

この建学の精神は、創立時の各種学校から専門学校を経て大学へと発展し続けた80余年にもおよぶ校史の中で、本学の原点として現在に至るまで脈々と受け継がれ、また、本学が直面したさまざまな困難をも克服し発展し続ける源となっている。

建学の精神は、教員同士あるいは職員同士だけでなく、教員と職員との相互の信頼関係の中にもしっかりと根付いており、本学での教学面並びに管理運営面での力強い推進力となっている。今日、高等教育の場では教育の質の保証が求められており、特に本学の教育方針の一つである「人間形成」に関しては、教員と職員との連携・協調、すなわち教職協働に基づく教育活動が不可欠となっている。「和」のこころは、創立以来、本学における教員と職員の間でゆるぎない信頼関係の礎となっており、教員と職員との強固な連携・協力による活動を担保している。

2 使命・目的

「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、更にこの法人の建学の精神である「和」の心並びに教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づいて教育を行い、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、我が国の文化芸術の振興に寄与すること」を学校法人武蔵野音楽学園の目的としている。（「武蔵野音楽学園寄附行為」第3条）

これに基づき、「建学の精神「和」にこころを尊重し、教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、併せて本大学の学園生活の規範として「3P主義：礼儀(Propriety)、清潔(Purity)、時間厳守(Punctuality)」を実践することにより、社会の要請に応えうる人格豊かな人材を育成し、もって我が国の文化

芸術の振興に寄与すること」を本学の目的としている。(武蔵野音楽大学学則第1条)

さらに、「本学の教育方針である「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化芸術の進展に寄与すること」を本学大学院の目的としている。(武蔵野音楽大学大学院学則第1条)

3 個性・特色

ここで本学の建学の精神と教育理念に基づく教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」、そして実践的規範である「3P主義」を改めて取上げ、いかなる観点から人材の育成を行っているかについて説明し、本学の個性及び特色を明らかにする。

(1) 「音楽芸術の研鑽」

「音楽芸術の研鑽」の特色は、音楽の技術的修練だけではなく音楽芸術の正しい理解を伴ったものでなければならない、という点にある。本学での「音楽芸術の研鑽」とは、知性と感性そして技術をとともに磨き、真の芸術として音楽の美を探求することにある。

具体的には、音楽芸術の研鑽過程において、

- ① 演奏、創作または音楽教育に関わる専門的技術並びにそれを支える高度な音感などの専門能力を修得させること。
- ② 専門に関わる音楽理論、音楽史などの基礎的知識・技能を適切に教授すること。
- ③ 音楽を中心に、文化芸術活動の企画、運営、振興に係わる専門的知識・技能を適切に教授すること。
- ④ 音楽美の探求には、広い視点からの考察が必要であることから、教養教育(教養科目、外国語科目、保健体育科目)を積極的に教授すること。
- ⑤ 以上の芸術的研鑽を通じ、学生の芸術的想像力と思考力とを十分に育成すること。
- ⑥ 芸術の研鑽の厳しさをよく理解し、専門家を目指し真摯に音楽に取り組む学修意欲を引く出すこと。

などが必要である。

また、専門教育の学修過程においても、大学設置基準に則った教育課程を基礎に、工夫・改善を加えながらそれらを真摯に実施した上で、コンサート・オーディション・研究発表などの実践活動への積極的な参加を奨励し、また、実習・課外学修・インターンシップなどの現場体験を積ませることが不可欠である。

本学では、演奏家を志す者はもとより、作曲家、音楽教育者、音楽研究者、文化芸術活動などの企画・運営を志す者など、さまざまな志を抱いた学生たちが集い、それぞれの頂点を目指して互いに切磋琢磨しながら知性と技術を磨き、真の芸術としての音楽美の探究に真剣に取り組んでいる。これらの学生たちが学園を巣立ち実社会に出て、さまざまな分野において互いに協力・協調することにより、我が国の「音楽文化の質の向上」及び「それを支える強い基盤と広い土壌の形成」に大きく寄与していくものと確信している。両者をとともに追求することが、本学の建学の精神と教育方針を、現時点だけではなく将来に生かす道であると考えている。

(2) 「人間形成」

「人間形成」は、「音楽芸術の研鑽」と表裏一体の関係にある。多くの先人や識者が述べるように、芸術の探求は高潔な人格と結びつくものであり、究極のところ「音楽芸術の研鑽」は「人間形成」と一致すると言える。

しかし、これはあくまでもあるべき理想の姿であり、大学教育が成長段階にある学生への専門的能力の教授研究並びに高い教養を培い、人格の完成を目指すものとするならば、専門教育としての「音楽芸術の研鑽」と人格の完成を目指す「人間形成」とを便宜上分け、それぞれに相応の具体的な教育、指導上の施策を講ずることが、より現実的かつ妥当な方策であると考えられる。

「人間形成」について創立者は、「芸術の深さはこれを生み出すものの人間性に影響されることは、今さら言うまでもない。この人間性が裏付けされるのは、多くは一般教育であることを考えれば、音楽をする者がこの一般教育をいかに重視すべきか、自ら明瞭となるであろう。なるほど音楽大学である以上音楽を第一義的に考えるのは申すまでもない。しかし一般教育を無視した音楽第一主義であってはならない。」と述べている。ここでの一般教育を、美学、哲学、倫理学、外国語などの現行の教養教育と読みかえれば、これが本学の「人間形成」教育の重要な柱をなすことは明らかである。

しかし、「人間形成」教育は教育課程の中でのみ完結するものではなく、むしろ学校行事、部・同好会活動などの課外活動、学寮生活、あるいは学生の自主的活動など、平素の大学生活の一端からも学ぶべき多くのものがある。本学では、課外活動、学校行事、そして学友会の活動などを積極的に支援・振興し、これらの活動を通して指導する側と学生が信頼を基礎に一体となり、幅広い都市木と教養そして豊かな感性と品性を備えた人材を育成し、我が国の文化芸術の振興と、その確かな基盤の形成に寄与することを目指している。

(3) 「3P主義」

本学では、建学の精神「和」のころに基づく教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に即した教育を進めるにあたり、人間相互の理解と尊重を重視するとともに、平素の身近な生活において、礼儀(Propriety)、清潔(Purity)、時間厳守(Punctuality)の3つを「3P主義」と呼び、学生のみならず教職員にも実践することを求めている。「礼儀」とは、日々の挨拶から始まりマナーの徹底を図ることであり、「清潔」とは、環境面だけではなく精神面での清潔を求めるもので、さらに「時間厳守」とは、実生活上での約束事の遵守の第一歩であると位置づけている。平成14(2002)年の中央教育審議会の答申「新しい時代における教養教育の在り方について」では、教養を形成する上で、礼儀作法をはじめとして型から入ることによって、身体感覚として身につけられる「修養的教養」が重要な意義を持つとされている。これら身体感覚として身につけられる「修養的教養」が、一般に言われるところの教養教育と同じかどうかは議論の分かれるところである。創立者は、「この三つの実践目標だけで直ちに教養云々と口に出すべきではない」と語っているが、本学では比較的容易な実践面から入り、これを学生生活の中で習慣として品性化することが、やがて音楽をする者の人格完成への第一歩であると信じ、日々これに努力を続けているところである。

Ⅱ. 沿革と現況

1 本学の沿革

昭和 4(1929)年	2月	武蔵野音楽学校(各種学校)設立認可、校長に福井直秋就任
昭和 7(1932)年	5月	財団法人及び専門学校令による武蔵野音楽学校設立認可 理事長・学長に福井直秋就任
昭和17(1942)年	1月	教員無試験検定扱い許可学校に指定
昭和24(1949)年	2月	武蔵野音楽大学音楽学部設置認可、学長に福井直秋就任
昭和25(1950)年	4月	短期大学部第2部開設、短期大学部学長に福井直弘就任
昭和26(1951)年	2月	財団法人武蔵野音楽学校から学校法人武蔵野音楽学園へ組織変更 理事長に福井直秋就任
	5月	大学別科設置認可
昭和27(1952)年	4月	短期大学部第1部開設
昭和28(1953)年	4月	大学及び短期大学部に専攻科開設
昭和29(1954)年	11月	教育職員免許法に定める課程認定
昭和33(1958)年	4月	音楽学部第2部開設
昭和35(1960)年	10月	江古田キャンパスにコンサートホール「ベートーヴェンホール」竣工
昭和37(1962)年	5月	学長に福井直弘就任
昭和39(1964)年	1月	理事長に福井直俊就任
	4月	大学院音楽研究科修士課程開設(器楽専攻、声楽専攻、作曲専攻)
昭和40(1965)年	4月	音楽学部に音楽学学科、音楽教育学科増設
昭和41(1966)年	10月	理事長に福井直弘就任
昭和42(1967)年	3月	江古田キャンパスにコンサートホール「モーツァルトホール」竣工
	10月	「武蔵野音楽大学楽器博物館」開館
昭和44(1969)年	4月	大学院音楽研究科修士課程に音楽学専攻、音楽教育専攻を増設
昭和46(1971)年	7月	入間キャンパス開設
昭和51(1976)年	4月	音楽学部入間キャンパスにて授業開始
昭和54(1979)年	10月	入間キャンパスにコンサートホール「バッハザール」竣工
昭和56(1981)年	10月	理事長に福井直俊就任、学長に福井直敬就任
昭和58(1983)年	3月	短期大学部第2部廃止
昭和61(1986)年	3月	短期大学部第1部廃止
平成元(1989)年	3月	音楽学部第2部廃止
平成 5(1993)年	1月	パルナソス多摩(教育研修施設)開設 コンサートホール「シューベルトホール」竣工
平成10(1998)年	2月	理事長に福井直敬就任
平成12(2000)年	2月	教育職員免許法に定める課程「再課程認定」
平成16(2004)年	4月	大学院音楽研究科博士後期課程開設
平成18(2006)年	4月	音楽学部ヴィルトゥオーソ学科開設
	4月	「武蔵野音楽大学楽器博物館」博物館相当施設に指定
平成19(2007)年	4月	音楽学部音楽環境運営学科開設、学芸員課程開設

- 平成22(2010)年 4月 大学院音楽研究科修士課程器楽専攻・声楽専攻にヴィルトゥオーソコース開設
- 平成23(2011)年 4月 大学別科再開
- 平成24(2012)年 9月 「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」の進行に伴い、「武蔵野音楽大学楽器博物館」博物館相当施設の指定を解除
- 平成27(2015)年 4月 「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」の進展に伴い、全ての教育研究を入間キャンパスで開始

2 本学の現況（平成27(2015)年5月1日現在）

(1) 大学名

武蔵野音楽大学

(2) 所在地

江古田キャンパス 〒176-8521 東京都練馬区羽沢1-13-1
入間キャンパス 〒358-8521 埼玉県入間市中神728
パルナソス多摩 〒206-0033 東京都多摩市落合5-7-1

(3) 大学の構成

音楽学部

器楽学科・声楽学科・作曲学科・音楽学学科・音楽教育学科
ヴィルトゥオーソ学科・音楽環境運営学科

大学院音楽研究科博士課程

博士前期課程（修士課程）

器楽専攻・声楽専攻・作曲専攻・音楽学専攻・音楽教育専攻

博士後期課程

音学専攻（器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育の5研究領域）

大学別科

(4) 学生数（1,188人）

大学（940人）、大学院（155人）、別科（93人）

(5) 教員数（308人）

専任教員（96人）

教授（48人）、準教授（24人）、講師（24人）

※専任教員には教授（8人）、講師（1人）の外国人教員を含む

兼任教員（212人）

特任教授（5人）、特任准教授（1人）、講師（206人）

※兼任教員には講師（2人）の外国人教員を含む

(6) 職員数（120人）

専任（108人）、嘱託（6人）、パート（6人）

※派遣職員は含まない

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

※各基準項目の「自己点検評価書で記述した改善・向上方策(将来計画)」については、平成26年度自己点検評価書の同項目の文章を転記

基準1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策(将来計画)

本法人の「寄附行為」で定める設置の目的と、それに基づく大学学則で定める大学の目的及び使命、並びに大学院学則で定める修士課程及び博士後期課程の目的に従い、それぞれの教育研究を行ってきた。しかしながら、時代の変化とともに大学に対する社会からの要請や期待も絶えず変化しており、こうした変化を踏まえ、本学は、平成24(2012)年度から平成25(2013)年度にかけて、数次にわたる「武蔵野音楽大学自己点検・評価委員会」(以下「自己点検・評価委員会」という。)において、大学及び大学院の目的について検討を行うとともに、学部及び学部の各学科、修士課程及び修士課程の各専攻、博士後期課程の各教育研究上の目的についても見直しを行った。その結果、大学の目的については平成25(2013)年度から、大学院の目的については平成26(2014)年度から、「1-1-①」(P.6)で記述したとおり新たな目的を設定した。そして、教育研究上の目的についても表1-1-1及び表1-1-2で示したとおり、平成26(2014)年度から新たな目的として設定した。

今後とも引続き「自己点検・評価委員会」、平成25(2013)年度に発足した「武蔵野音楽学園将来構想委員会」(以下「将来構想委員会」という。)を中心として検討を続け、本学の目的・使命達成のため、社会の変化に対応し必要な見直しに取り組んでいく。

(2) 改善・向上方策(将来計画)の改善(検討)状況

武蔵野音楽学園は、大学の更なる教育研究活動の充実向上を目指し、平成24(2012)年度に「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」を発足させ、江古田キャンパスのベトーヴェンホールを残して校舎を一新し、平成27(2017)年度から学部及び大学院の教育研究は全学年を通じて江古田キャンパスの新校舎で行う計画が進行中である。

この施設設備の充実と合わせて、平成25(2013)年12月から、多様な価値観やニーズをもった高校生への対応、大学に求められる社会的な要請をも踏まえつつ、他大学との差別化が図られるような個性と特色のある教育改革を目指し、学科の再編・統合とこれに伴うカリキュラムの改訂について、「将来構想委員会」及びその下部組織である「学科改組検討小委員会」(以下「小委員会」という。)において検討を進めてきた。

この改革は、現行の器楽・声楽・作曲・音楽学・音楽教育・ヴィルトゥオーソ・音楽環境運営の7学科制を、演奏・音楽総合の2学科制にし、演奏学科に器楽コース・声楽コース・ヴィルトゥオーソコースを、音楽総合学科に作曲コース・音楽学コース・音楽教育コース・アートマネジメントコースを設置するというものである。また、これに伴うカリキュラムの改訂は、開設授業科目・内容、履修方法、セメスター制の導入、ナンバリング等について検討してきた。

学科の再編・統合とこれに伴うカリキュラムの改訂に関する「小委員会」及び「将来構想委員会」での審議状況は、表1-1及び表1-2のとおりである。

表1-1 学科改組検討小委員会開催状況

回	開催日	審議事項
第1回	平成25年12月18日	①音楽学部学科改組及びこれに関連する事項について
第2回	平成26年1月10日	①学科組織の改編趣旨等について ②将来構想委員会への対応について
第3回	平成26年5月22日	①文部科学省届出に向けたスケジュールについて ②これまでの検討状況及び今後の検討方向
第4回	平成26年6月12日	①学科改組、カリキュラムの改訂業務予定について ②ピアノ専修のカリキュラム案について
第5回	平成26年6月19日	①新カリキュラム案（ピアノコース）について ②幼児（幼稚園教諭）教育専攻（仮称）カリキュラム案について
第6回	平成26年7月3日	①新カリキュラム案（演奏学科）について
第7回	平成27年1月29日	①学科改組に伴う業務予定について ②新カリキュラム案（第2学科）について
第8回	平成27年2月27日	①大学設置室事務相談（3月13日）について ②新カリキュラム案（第2学科）について
第9回	平成27年2月28日	①当面の予定について ②これまでの検討状況について
第10回	平成27年6月8日	①今後の業務予定について ②演奏学科、音楽総合学科のカリキュラム案について
第11回	平成27年7月23日	①教育研究上の目的について ②3つのポリシーについて
第12回	平成27年10月2日	①教育研究上の目的及び3つのポリシーについて ②学科再編の進行状況 ③新カリキュラムについて ④資格取得について ⑤入学試験について ⑥学則改訂について

表1-2 将来構想委員会開催状況

回	開催日	審議事項
第2回	平成25年12月3日	①学科等改組案について
第3回	平成26年1月14日	①学科組織の改編等について
第6回	平成26年6月12日	①演奏学科ピアノコースに新カリキュラムについて ②第2学科について
第7回	平成26年7月22日	①学科改組に対応した新カリキュラムについて
第9回	平成27年2月28日	①当面の予定について ②演奏学科について ③音楽総合学科について
第10回	平成27年6月16日	①業務予定について ②カリキュラムに流れについて（各学科、外国語科目、教養科目）
第11回	平成27年8月4日	①教育研究上の目的（学部・学科・コース）について ②音楽学部3つのポリシーについて
第12回	平成27年10月8日	①学科の再編・統合等の概要について ②教育研究上の目的について ③3つのポリシーについて

この検討の中で、現行の7学科を2学科・7コースに再編・統合することから、必然的に新学科等の教育研究上の目的についても検討が必要となった。新学科の各コースについては、現行の7学科の教育研究をおおむね引き継ぐ形となることから、現行7学科の教育研究上の目的を基礎として検討した。

平成27年10月2日に開催した小委員会において最終案を検討し、同年10月8日の将来

構想委員会、10月16日の教授会での審議を経て、10月21日に開催された理事会・評議員会において審議・決定された。

なお、文部科学省の定めるところに従い、平成28(2016)年1月に大学の設置等に係る事務相談書類を、同年4月に届出書類を提出した。

新たな教育研究組織における、音楽学部及び新学科・コースの教育研究上の目的は、表1-3、表1-4のとおりである。

表1-3 音楽学部の教育研究上の目的

学部名	教育研究上の目的
音楽学部	武蔵野音楽大学音楽学部は、本学の教育方針「音楽芸術の研鑽」と「人間形成」に基づき、専攻分野における専門的知識と技術を修得させるとともに、共通の基礎専門教育としてソルフェージュ・音楽理論・西洋音楽史等の基礎的知識、ならびに広い視野に立って総合的な考察をするために必要な教養科目・外国語科目・体育科目を教授研究する。また、さまざまなコンサート・オーディション・研究発表等の実践活動への参加、ならびに実習・課外学修・インターンシップ等の現場体験を積ませる。これらの教育研究を通じて、思考力・判断力・表現力を磨き、芸術的創造力を養い、さらに、専門家を目指して真摯に音楽活動に取り組む意欲を高めて、演奏家・作曲家・研究者・教育者・芸術活動に関わる企画・運営等に携わる者として、多様な社会の要請に応え、文化芸術活動に貢献する人格豊かな人材を育成することを目的とする。

表1-4 演奏学科・コースの教育研究上の目的

学科・コース名	教育研究上の目的
演奏学科	演奏学科は、器楽・声楽・ヴィルトゥオーゾの3つのコースで構成される。各専攻実技(鍵盤・管・打・弦楽器および声楽)に関わる演奏技術と音楽的表現を修得させるとともに、独奏・独唱のみならず室内楽・管弦楽あるいは重唱・合唱等さまざまな演奏形態を学修させ、アンサンブル能力を高めさせる。また、演奏解釈やレパートリーの研究等により楽曲の背景にある文化や歴史への理解を深め、さらに、公開試験、オーディション・学内外で開催される各種コンサート等への出演の機会を通して実践的な経験を積ませ、文化芸術活動の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
器楽コース	器楽コースは、実技個人レッスンにおいて、各専攻楽器の奏法の基礎を修得し、これを発展させるコースである。独奏の学修に加え、伴奏やデュオ、室内楽、合奏、吹奏楽、管弦楽等のさまざまな演奏形態や、楽曲とその背後にある文化や歴史を各専攻のカリキュラムによって学修する。さらに公開試験や演奏会等、学修の成果を発表する機会を多く設けて、実践的な経験を積ませることで、より豊かな表現力を身につけさせ、演奏家、指導者として文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
声楽コース	声楽コースは、個人レッスンにおいて、発声法の基礎を修得し、これを発展させるコースである。古典から近現代にいたる声楽曲の、それぞれの様式に沿った歌唱法、また歌詞の理解と正確な発音に必要な語学力を修得し、独唱のみならず重唱・合唱・オペラ等の授業を通してアンサンブル能力を高めさせる。公開試験やさまざまな形態の演奏会等、学修の成果を発表する機会を多く設けて、実践的な経験を積ませることで、豊かな表現力を身につけさせ、声楽家、合唱団員、指導者等として文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
ヴィルトゥオーゾコース	ヴィルトゥオーゾコースは、器楽または声楽の専攻実技教育、すなわち演奏技術の修得に特に重点を置くコースである。充実した専攻実技の個人レッスン、各種アンサンブルの授業に加え、レパートリー研究や演奏解釈研究等、演奏活動に深く関わる実践的なカリキュラムにより、幅広い知識と音楽性を養い、演奏家としての自覚を促す。リサイタル形式の卒業演奏、数多くの公開試験、および学内外のホールでの実践的な舞台経験を積ませ、多くのレパートリーと高度な演奏能力を備えた演奏家として、文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。

表1-5 音楽総合学科及各コースの教育研究上の目的

学科・コース名	教育研究上の目的
音楽総合学科	音楽総合学科は、作曲・音楽学・音楽教育・アートマネジメントの4つのコースで構成される。音楽に関する基礎的な知識・能力を修得し、幅広い知見の上に立って自己の適性や目標を探求する。専攻するコースは、必ずしも入学当初から決定する必要はなく、1年次において、さまざまな視点からの基礎科目の学修を通し自己の適性や興味の対象を確認した上で、2年次より、専攻するコースを定めることも可能である。学修に際しては各コースの専門性を高めるための科目群を履修するとともに、コースの専門分野を横断した多様な知識の総合的・実践的学修や実習(インターンシップ)により、音楽を基軸として、多様な文化芸術活動の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。
作曲コース	作曲コースは、伝統的作曲技法およびエレクトロニクスの技術と創作を学ぶことでマルチコンポーザーとしての能力を身につけさせるコースである。伝統的・商業的な音楽作品を創造する能力や、あらゆる編成に対応できる編曲技術およびサウンドクリエイトの技術等、幅広い分野に対応できるよう、伝統的な作曲技法と同時にDAWなどの先進的な知識や技術を学び、それらを作曲法の個人レッスンで統合することで、総合力と専門性を養う。授業では作品発表の機会が多く設けられ、さまざまな形態の創作を探究できる。それらを学修することにより、創造性に富み、かつ社会の要請に応えられる総合力を持った作曲家としての人材の育成を目的とする。
音楽学コース	音楽学コースは、世界各地の言語・歴史・文化等について学び、多様な音楽を歴史的・地域的・理論的に調査・研究して、音楽研究の基礎を修得させるコースである。音楽学研究で、各研究分野における基礎的・専門的内容を学ぶとともに、音楽の実技や理論、古今東西の演奏実技等の実習を通して、自分が関心を持つテーマを掘り下げ、総合演習では、論文作成や口頭発表の手法を身につけ、それらの集大成として卒業論文を作成する。これら音楽の専門的な知見を生かし、音楽の研究者のみならず音楽評論家、ジャーナリスト、音楽編集・企画者、ライブラリアンなどの音楽に関わる社会のさまざまな場で貢献できる人材の育成を目的とする。
音楽教育コース	音楽教育コースは、音楽教育学概論をはじめとする音楽教育に関する科目の学修を通して、音楽の指導者として必要となる資質や能力を修得させるコースである。教育活動の基盤となる演奏技術を高めるための実技レッスンや、音楽教育に関する基礎理論の学修と、演習を通して実践的な能力を身につけ、それらの集大成として卒業論文を作成する。音楽教育に関する研究者や学校の教員、音楽教室や音楽関連団体の指導者として社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
アートマネジメントコース	アートマネジメントコースは、音楽芸術を多くの人々に伝えていくための、芸術的感性とマネジメント能力を身につけさせるコースである。音楽に関する専門知識と音楽実技の基礎に加え、舞台技術を含む劇場・ホールに関する事項、演劇・舞踊などの舞台芸術、美術、文化政策や芸術関係の法制、財務のほか、コンピュータによる音楽制作、グラフィックデザイン、文書作成等について学修する。また、学内外における各種の実習を通して現場体験を積み重ね、高い芸術的感性と優れたマネジメント能力を養い、音楽をはじめとする各種舞台芸術や音楽文化産業を牽引し、文化芸術の発展に貢献できる人材の育成を目的とする。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策(将来計画)

大学を取り巻く環境は、今後さらに複雑・多様化することが予測され、これに伴い大学に求められる役割も変化していく。このような状況の中で、本学では、平成29(2017)年度の「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」(大講義室であるベートーヴェンホールを残し、江古田キャンパス内の全校舎の建替えを行う工事)の完遂に合わせ学科組織の改組を進めていることから、これらの変化に対応し教育研

究目的の見直しが必要となる。このため「将来構想委員会」を中心として、平成29(2017)年度に向け教育研究目的の検討を行う。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

「1-1 使命・目的及び教育目的の明確性」に記述したとおり。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

本学の目的・使命及び教育目的の有効性については、「1-1の改善・向上方策（将来計画）」(P.8～P.9)で記述したとおり、時代の変化と大学に対する社会からの要請や期待の変化を踏まえ、平成24(2012)年度から平成25(2013)年度にかけて、数次にわたる「自己点検・評価委員会」において、大学及び大学院の目的についての検討を行うとともに、学部及び学部の各学科、修士課程及び修士課程の各専攻、博士後期課程の各教育研究上の目的について見直しを行い、その結果をもとに新たな目的を設定した。今後とも大学を取り巻くさまざまな変化に対応して、「自己点検・評価委員会」、「将来構想委員会」を中心として継続的に検討を行っていく。特に、今後の教育研究組織（学科構成）の在り方については、「将来構想委員会」の下部組織である「学科改組検討小委員会」において具体的な作業を進めており、その基本的な構想については、すでに教授会並びに理事会・評議員会の承認を得ている。引続き改組に当たっての諸問題の洗い出しとその対策等を検討し、平成29(2017)年度からの新教育研究組織の発足を目指し改革・改善を推進する。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

「1-1 使命・目的及び教育目的の明確性」に記述したとおり。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

本学では、所定の手続の後、最終的に理事会・評議員会の承認を得て、次のとおり抜本的諸改革を進めている。

- ・第1は、教育研究環境の改善と通学上の利便性の向上を図るための「プロジェクト」の完遂により、平成29(2017)年度から都心に立地し最新の施設設備を誇る江古田新キャンパスに大学の教育研究機能を統合し、このキャンパスで大学の全授業を行うこと。
- ・第2は、教育研究の質の向上を図るため、平成29(2017)年度施行を目途として現在の教育研究組織を改組し、多様な学生の要望に対応できるよう、柔軟な授業科目の選択を可能とする教育課程の大幅な改訂を行うこと。
- ・第3は、「武蔵野音楽学園事務組織規則」（以下「事務規則」という。）を改訂して、学生募集を企画・運営する専従の部署を平成26(2014)年4月に新設し、戦略的に学生募集を行う体制を整備したこと。

上記の改革により、教育研究環境の改善と教育研究のさらなる質の向上とが相まって、入学定員並びに収容定員の充足率の改善が図られるものと考えている。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

教育研究の改善を推進するためにハード面については、平成 29 年 1 月末完成を目指しプロジェクトは計画通り進捗している。一新された新キャンパスは都心にあり受験生の大きな関心を呼ぶことになる。

また、平成 29 年度に向け、現在文科省への事前相談資料の提出に向け鋭意準備を進めている。今回の学科再編は受験生のニーズ等を踏まえ、武蔵野の伝統を守りながらも大幅なカリキュラム改正等を行っていることから、志願者の増大に貢献するものと確信している。

2-2 教育課程及び教授方法

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

学生からのニーズ等を踏まえ、以下のような教育課程の改訂を継続的に行っている。

- ・教養科目では、平成25(2013)年度に「健康科学」を、平成26(2014)年度に「生活と法」を新たに開設し、教養科目の選択肢を拡充している。【資料2-2-6】
- ・「2-1の改善・向上方策（将来計画）」(P.21)に記述したとおり、本学では、平成29(2017)年度を目途に、学科組織の改組を検討中である。この改組に併せ現行の教育課程も全面的に見直し、学生のニーズや大学に求められる社会的要請にも十分応えられるよう、新たな教育課程を編成すべく鋭意準備を進めている。
- ・学生が持つ基礎能力の格差が拡大する傾向にあるので、現在「英語」、「ソルフェージュ」、「和声」について、習熟度別クラスを編成し授業を実施している。今後、さらに各授業内容を検討し、対象科目の拡充を計画している。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

2-1 で述べた学科再編とこれに伴うカリキュラムの全面見直しにより、抜本的な改善を図る。

また、習熟度別クラス編成については、上記の見直しと連携し引き続き見直し・改善を進める。

2-3 学修及び授業の支援

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

これまで学生からの学修上の相談は学務部が、学生生活上の相談には学生部が、演奏に係わる相談には演奏部が、それぞれ関係する教員と連携し対応してきた。近年、相談・要望の内容が必ずしも明確に分担できないケースが増えていること、また、これまで学生の修学キャンパスが「両キャンパス」に分かれていたことから、入学から卒業までを継続的に観察し適時に指導することが困難であった。このような状況を改善し、適切な指導を行うよう、教員、学務部、学生部、演奏部が一体となった横断的な支援体制をつくり、学生の悩みやニーズに即応できる新たな仕組みを検討する。このため、「プロジェクト」において、この3つの部が学修支援及び授業支援上の問題について密接に連携して支援できるよう、事務室の配置等を設計の中に取り込んだ。

現在行っている授業出席回数調査等において、学務部が中心となり、担当教員、学生部、演奏部が一層緊密な連携を図って調査結果の分析・検討を行い、修学状況の変化を早期に発見し、適時に必要な処置・対策が講じられるよう新たな仕組みを検討する。

平成25(2013)年度は「ソルフェージュ」及び「和声」を対象としてTAを導入し、成果の向上が見られたので、平成26(2014)年度も同じ要領でTAを活用する。今後はこの制度のさらなる有効活用を図るため、授業におけるTAの役割、採用の人数、対象科目等を検討し、この制度がもたらす成果の改善・向上を促進する。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

様々な悩みを抱えている学生への支援は、学生の立場に立ってこれまでも様々な取り組みを行っているが、悩み等の性質上既存の部署ごとに対応すべき事項と、各部横断的にワンストップで対応した事項があるため、新キャンパスへの移行も見据え、当面学生ごとの悩みや相談を記述した「共通カルテ」を作成し、相談に対応した職員はその内容をこのカルテに記載し、この情報を共有した上で学生指導にあたる仕組みを整える。

また、平成25年度から導入されたTAについては、これまでの教訓も踏まえ、対象科目や役割等についてこの制度の充実改善を進める。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

「2-4-①」(P.33)に記述したとおり、「英語」、「ソルフェージュ」、「和声」等、同一

科目を複数のクラスに分けて、それぞれを異なる教員が指導している場合、教員ごとの評価基準が必ずしも統一されていなかったことから、評価要領の平準化に努め順次同一問題による統一試験を行ってきた。今後とも引続き対象科目の拡大等について検討を行う。

「2-4-①」(P.33)に記述したとおり、GPAは卒業式卒業生代表者選考、奨学金授与対象者の選考で活用しているが、今後この制度を進級及び卒業、修了認定等にも活用するための検討を進めている。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

GPAによる厳格な成績評価を行うためには、複数の教員が同じ科目を担当している場合の評価基準を統一することが不可欠であることから、今後は西洋音楽史等の科目についても統一試験の導入に向け検討を行う。また、音楽大学の最も主要な科目である専攻実技は個人レッスンによって行われているが、レッスンは学生個々の技量を踏まえた授業となることから統一的な評価が困難な側面があるため、GPAの活用対象の拡大について慎重に検討を進める。

2-5 キャリアガイダンス

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

これまで就職支援先の開拓を、演奏関係や教育関係、音楽系企業、アートマネジメント関係等に多く求めてきたが、音楽を専門とする業界からの求人の減少という今日の社会環境の変化の中で、就職率をさらに改善・向上させるためには、求人業種の対象の拡大を図る必要がある。幸い、近年はさまざまな分野の企業が、音楽の素養を持つ人材を求めてきており、これを機会に、一般企業の就職先の開拓をこれまで以上に積極的に行う。

本学は、進路・就職に関する指導を学生部が中心となり、学務部、演奏部、そして担任教員等が密接に連携を図り行っているが、なお一層の指導の効果を上げるために、進路・就職に係わる各種の施策について審議する機関として、「進路・就職委員会(仮称)」の設置を検討する。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

改善・向上方策策定段階では「一般企業の就職先の開拓」の積極的実施による就職率の改善・向上を図ることとしていたが、一部職員から「企業といくら親しくなっても学生のレベルが一定水準に達していなければ企業は採用しない。学生の意識改革を優先すべき」との意見を採用し、就職支援セミナーの重点化や、業種別ガイダンスにおける一般企業内定学生のパネラーを増やすなどに取り組むことで一般企業就職への心理的ハードルを下げる取り組みを実施した。また、職員の「音大卒は武器になる」発刊により音大生の強み、高い社会人基礎力などを明確に示し、「音大生こそ就職を目指せ！」との呼びかけを行った。その結果、多くの学生が大企業へもチャレンジするようになり、下記の通り飛躍的に大企業就職者が増加した。また、教員、自衛隊、警察などを除く一般企業への就職者の比率も、平成 25 年度 17%→平成 26 年度 18%→平成 27 年度 25%と

増加する一方、一時的就労割合は平成 25 年度年度 20%→成 26 年度 17%→平成 27 年度 8%と劇的に減少させることができた。なお、本学では教員、自衛隊などを目指して浪人する「その他」が一定割合あり、翌年の教員試験、自衛官採用試験合格につながっているが、それらを含めた、「一時的就業+その他+不詳」をベースにしても平成 25 年度 26%→平成 26 年度 23%→平成 27 年度 22%と着実な改善傾向が見て取れる。

上記のような取り組みにより現在の体制（学生部就職課）においても十分な効果が上がっているため、「進路・就職委員会(仮称)」は設置しないこととした。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

「表2-6-1」(P.40)で示したとおり、総合評価で見ると「アンケート調査」の実施ごとに、専攻実技及びクラス授業とともに、教育内容・方法等の改善・向上が図られているが、一方で個別的な評価項目を見ると特に評価の低い項目があり、これらについて、今後重点的に各部会や「FD委員会」等で検討し、さらに改善・向上を図る。

「学生満足度調査」では、大学に対する満足度の設問と、新たに設けた学生自身の1日あたりの平均学修時間の設問により調査しているため、その結果を分析し各部会にフィードバックして、教育内容・方法のさらなる改善・向上に活用するとともに、学生に対しては、さまざまな機会を通して十分な学修時間を確保するよう指導を行う。さらに、自由記述欄に記述されている要望については、関係部会等にフィードバックし必要な処置・改善を行う。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

平成 27 年度に行われた「学生による授業評価アンケート（専攻実技）」について、その結果の集計を待ってその評価を行い、各部会や FD 委員会での検討を踏まえ PDCA に取り組む。

また、学生満足度調査については対象や質問項目についても必要な見直しを行い、教育内容や方法の改善を進めるとともに、満足度調査で示された自由記述欄で示された学生の意見について対応が必要な事項については関係部会等で検討し改善する。

FD委員会ではアクティブラーニングを教員チームとして取組むこと、学科試験の内容・レベルを検討することとし、教員相互のレッスン・授業聴講、FD講座、統一試験などを実施した。

2-7 学生サービス

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

将来に対する不安、精神的な悩み、コミュニケーション不足による孤立感、教員との人間関係等、学生が抱えているさまざまな不安は、現在行っているカウンセリングや個別相談等の対面のみでは、必ずしも的確に把握することが難しい。このため、現在行っている「学生満足度調査」を活用し、この学生の本音を的確に把握できるような調査項目の充実について検討する。

その結果をもとに必要な検討を行い、学生サービスの改善・向上を図るよう、厚生補導委員会の活動をさらに活性化する。検討に際しては、学生の要望等を安易に受入れられるのではなく、社会人として必要な良識等を踏まえた上で適切に対応し指導を行う。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

「学生満足度調査」の内容・実施方法・結果の分析について、平成28(2016)年3月の実施に向け、今後、学務部と連携して検討を行う。

「課外活動委員会」の報告内容を今後開催予定の「厚生補導委員会」にも報告し、トータル的な学生サービスの改善・向上を図る。

2-8 教員の配置・職能開発等

(1) 大学機関別認証評価において「参考意見」として指摘された事項

専任教員のうち、61歳以上の割合が高く、年齢構成上偏りがあるので、是正が望まれる。

(2) 「参考意見」の改善（検討）状況

平成26年度61歳以上の専任教員の割合は45.3%であったが、平成27年度は44.8%に減じ、0.5%減となっている。なお、平成23年度から計画的に改善を行っており、平成23年度は50.7%であったので5年間で5.9%改善されている。

(3) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

教員の確保と配置については、近年、専任教員の年齢構成について各年齢域のバランスが徐々に改善されてはいるものの、61歳以上の年齢域に占める割合が高いことは否定できない。このため、今後、教育上の必要性和、将来の後継者育成の必要性の両面から慎重に検討を行い、平成27(2015)年度からは入間キャンパスにおいて、平成29(2017)年度以降は江古田の新キャンパスにおいて本学の授業が統合されることにより、総授業時間数が漸次削減される時を機会に、定年延長及び新任採用についての適切な管理を図り、年齢構成のバランスの改善を目指す。

教員の資質・能力向上への取組みについては「アンケート調査」の結果、特に教育内容・方法等の改善が求められる教員について、引続きその改善・向上のための方策を「自己点検・評価委員会」及び「FD委員会」等において検討していく。また、公開講座や演奏会を今後も活発に企画・開催し、教員参加の拡大を図って教員の教育力、指導力、実技能力の向上に資する。さらに、教員の研究活動を一層活性化し、科研費の研究申請について、現在の学科担当教員中心の申請から、実技担当教員の申請についても拡大を図る。

教養教育実施のための体制は、「2-8-③」(P.51)で記述したとおり整備されているが、平成25(2013)年度から平成26(2014)年度にかけて、音楽学部の目的、各学科の目的、3つのポリシー等を見直し再設定したので、これら一連の目的等と照らし「本学の教養教育の在り方」について、教養・体育部会を中心として専任の担当者を指定し、平成26(2014)年から検討を開始した。

(4) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

①定年延長及び新規採用の適切な管理、年齢構成のバランスの改善

平成 23 年度から定年延長者に教育的配慮を行いつつ厳格な見直しを行った結果、平成 23 年度の定年延長者は 21.7%であったが、平成 27 年度は 15.6%に減少した。引続き計画的な見直しを行うこととしている。一方、採用は ST 比を考慮して抑制している。

(平成 23～27 年度の ST 比 10.0～9.8)

②教育内容・方法等の改善が求められる教員について、改善・向上の方策を「自己評価委員会」及び「FD 委員会」等で検討する。

FD 委員会では、教員相互でレッスン聴講・授業見学を行い、指導法について検討することとし、教員相互のレッスン聴講・授業見学、FD 講座を実施した。

③科研費の研究申請を、学科教員中心から実技教員の申請の拡大を図る。

平成27年度の申請は、8件(内訳学科7件、実技1件)であったが、学内説明会等で実技教員に働きかけを行い、平成28年度の申請は13件(内訳学科7件、実技6件)に増加した。

2-9 教育環境の整備

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

本学では、これまで「両キャンパス」を維持・整備してきたが、さらなる教育研究環境の充実と質の向上を図るため、「3-1-④」(P.59)で詳述するとおり「プロジェクト」を立ち上げ、ベートーヴェンホールを残して、江古田キャンパスのすべての建物を建替えるための計画を目下進めている。

耐震診断は、すべての建物の1次診断を終了しており、江古田キャンパスについては前述のとおり校舎の建替えを計画している。入間キャンパスの2次診断が必要な建物については随時実施してきたが、未実施の2棟については、平成26(2014)年8月に2次診断を実施する。なお、入間キャンパスの第1号館耐震補強工事を平成26(2014)年7月に実施する。

ベートーヴェンホールの音響・照明・舞台機構の保守は、スポット契約によりその都度の点検をしていたが、平成25(2013)年度に保守契約を締結し、年次保守点検を実施することにより保守管理の徹底を図っている。また、キャンパス内建物は、目視点検票により月例の安全点検を実施し必要に応じ改善する。さらに、非構造部材の検査については、平成26(2014)年8月、入間キャンパスの体育館を実施する。

身体障がい者、高齢者のための施策は、「3-1-④」(P.59)に記述するとおり「プロジェクト」の完遂によりすべてが完備される予定である。

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災において、本学の被害は軽微であったが、その後専門の業者による調査を行い安全の確保に努めている。「プロジェクト」においては、学生、教職員の安全確保はもとより、近隣住民の一時避難の受入れも考慮に入れて計画している。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

江古田新キャンパスプロジェクトに伴う入間キャンパスへの移転については、綿密な引越計画の作成、事務室配置案の作成、使用施設の一部改修、用途による調整とその周知を行い、平成27年3月末に入間キャンパスへの一次移転が完了した。

平成 29 年4月からの新江古田キャンパスへ移転の準備に着手し、廃棄物の取り扱い、全体スケジュールの検討、関係業者へのヒアリング、新校舎に転用する備品の調査、採寸等を行っている。

基準3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

日本私立大学団体連合会の「私立大学経営倫理綱領」（平成20年4月18日）にあるように、大学が公的機関として社会的責務を果たすためには、管理運営体制、教学運営体制を的確に構築して、組織倫理や社会規範の遵守を確実に実践していかなければならない。そのために、倫理に関する諸規程については、法令等の制定・改正その他社会情勢の変化に合わせて学園規程の制定・改訂に向けた努力を継続していくとともに、本法人及び本学で行われる各種会議や各種研修会等、さまざまな機会を捉えてその周知を図っていく。

安全への配慮については、東日本大震災の教訓をもとに「2-9の改善・向上方策（将来計画）」(P.55)及び「3-1-④」(P.59)で記述したとおり、「プロジェクト」による江古田キャンパスの刷新に併せ、施設設備等の安全の強化と防災関連資材・器材等の充実を行うとともに、必要な物資の補充・入替えについての計画を進める。また、防災訓練等を継続的に計画・実施して各種災害に備える。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

個人情報保護に関連した法整備に伴い、特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針、「特定個人情報取扱規程」を整備、学内に周知した。

研究倫理については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づき、「公的研究費の取扱いに関する規則」を平成27年4月1日改正して対応しているが、ガイドラインの趣旨を踏まえた対応等を行うための規則整備を平成27年度中に実施することとしている。

3-2 理事会の機能

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

理事会は、法令を遵守するとともに「寄附行為」の定めに基づき、本法人のすべての人事、教学、運営に関する事項を審議、決定している。また、「法人運営協議委員会」は学内理事会としての性格を持って理事会の意を体し恒常的事項の迅速な執行を行い、委任されている事項の執行状況を理事会に報告し承認を受けていることから、理事会における意思決定を円滑に進める役割を担っている。今後とも理事会と「法人運営協議委員会」の連携を密にし、一層機能的に意思決定ができる体制を整備していく。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

学校法人武蔵野音楽学園（以下「本法人」という。）理事会は、「武蔵野音楽学園寄附行為」により、本法人の最高意思決定機関として法人のすべての人事、教学、運営に関する事項について審議・決定する。

また、本法人の管理運営の迅速な意思決定に資するため、「武蔵野音楽学園運営協議委員会」（以下「法人運営協議委員会」という。）を置き、人事、教学、運営に関する事項のうち、恒常業務の執行については法人運営協議委員会に委任している。法人運

営協議委員会委員長である理事長は、委員会の決議に基づき法人業務を執行するが、委任された業務のうち必要な事項については理事会に報告し、承認を受けている。

法人運営協議委員会の構成員は、理事長、企画部長、総務部長、管理部長、経理部長である。このうち、理事長のほか企画部長は理事であり、理事会と法人運営協議委員会との密接な連携は保持されている。さらに、理事長は他の理事とも随時に連絡調整を行っており、機能的に意思決定ができる体制にある。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

大学の管理運営において、教授会、研究科委員会、並びに「大学運営委員会」のほか、各委員会、各部会が連携し、それぞれの権限に従い責任を果たすことを通して学長はリーダーシップを発揮しているが、今後、さらに学長の意思決定をサポートする体制を強化するために、副学長を置くとともに、IR(Institutional Research)機能を含めた迅速かつ円滑な意思決定を可能とする組織の整備を行う計画である。

なお、この計画は理事会・評議員会において審議され、平成26(2014)年3月に承認された。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

学長の意思決定を直接サポートする体制の強化のため新たに副学長職を置くこと、及び学長の迅速かつ円滑な意思決定に資する各種情報の収集・分析するIR機能を含む組織の整備については、平成26(2014)年3月10日に開催された理事会・評議員会において承認された。その後、副学長の選任等の人事、関係規則の整備等について、平成27(2015)年2月24日に理事会・評議員会において承認を受け、平成27(2015)年4月1日から本学の新たな体制がスタートした。

A. 副学長の職務

「武蔵野音楽大学副学長選任規則」第3条に副学長の職務として「学長からの特命事項を処理するほか、学長を補佐して本学の運営および教学に関する事項の円滑な実施に寄与すること」と規定した。

B. IR(Institutional Research)を担当する組織の新設

事務組織の見直しにより、企画課、広報課、入学センターから成る企画部を新設した。企画課は新設の組織として、これまで総務部総務課が所掌していた、「法人役員会に関する事務」「中期計画・事業計画の策定及び実施結果の分析に関する事務」「機関統計調査等の回答に関する事務」「機関別認証評価受審及び自己点検・評価に関する事務」等の一部の業務を引き継ぎ、さらに「各種情報の収集、分析、調査・統計に関する事務」、いわゆるIR業務を加えて所掌することとした。広報課は従来の広報企画室から、入学センターは入学センター準備室から業務を引き継ぎ、名称を変えて企画部に編入した。

IRを担当する組織は整備されたが、機能が十分発揮されているとは言えず、「何の情報をもどのように収集・分析し、その結果をどのような過程を経て、学長の意思決定

や学園・大学等の円滑な運営、さらに改革につなげるか」というプロセスを早期に確立し、IR業務を軌道に乗せる必要がある。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

本法人及び本学に係わる管理運営体制は「寄附行為」、「就業規則」、大学学則、大学院学則その他の諸規程等に基づき整備され、建学の精神である「和」のこころを体現し、ガバナンスは適切に機能している。しかし、今後大学を取り巻く環境が急速に変化し、また、教育関連法規等が頻繁に改正・施行されている現状から、本学の規則等の改訂・整備を遺漏なく行い、適切かつ透明性のあるガバナンスを確立して、各所掌間の迅速なコミュニケーションを図り学内の意思決定機能を円滑に保持するよう努める。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

A. 学校教育法等の改正趣旨を踏まえた学内規則等の総点検・見直し・整備

「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）」（以下「改正法」という。）が平成26(2014)年6月27日に公布され、また、同法を受け、「学校教育法施行規則及び国立大学法人施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第25号）」が平成26(2014)年9月29日に公布され、それぞれ平成27(2015)年4月1日に施行された。

これに先立ち、文部科学省から改正法等の施行日までに、改正法等の趣旨を踏まえた学内規則等の総点検・見直しを行うことが求められた。

本学は、平成26(2014)年9月2日に文部科学省において開催された、実務説明会に職員を参加させ、改正の趣旨・内容等を十分理解した上で、武蔵野音楽大学学則、同大学院学則をはじめ、関係する学内規則の総点検・見直しを実施した。

総点検・見直しに当たっては、総務部・学務部・学生部の部長・課長及び各部担当者による実施体制を確立し、まず、改正の趣旨・内容及び留意事項等の理解から始めた。次いで全ての学内規則について、改訂が必要な事項・条項や新たに制定すべき規則等を洗い出し、改正法等の趣旨に則った改訂案・制定案を作成した。この過程で、平成26(2014)年10月9日に開催されて理事会・評議員会において、改正の趣旨・内容等を報告し、平成26(2014)年11月21日には監事に対し、学内規則の総点検・見直しの状況について報告し、改正法等の趣旨に沿った検討がなされていることの確認を得た。

総点検・見直しの結果、本学は、法改正以前から、校務に関する最終的決定権は学長にあること、更に、教授会・研究科委員会は、決定権者である学長に意見を述べる諮問機関として機能していたことから、改正法等の趣旨をより明確に反映するような部分的な改訂とした。また、学校教育法第93条第2項に基づいて教授会が意見を述べるべき事項については、「武蔵野音楽大学学則」に明記するとともに、教授会の役割として審議事項を原義決裁の上、教授会において書面により周知した。学校教育法施行規則の一部改正により、学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手

続きを定めることが義務化されたことから、「武蔵野音楽大学学生の懲戒手続に関する細則」を新たに制定した。

改正法等の趣旨を踏まえた学内規則の総点検・見直しの結果については、平成27(2015)年2月24日に開催された理事会・評議員会において報告し、武蔵野音楽大学学則・同大学院学則のほか15の学内規則の改訂及び「武蔵野音楽大学学生の懲戒手続に関する細則」の制定について承認され、平成27(2015)年4月1日に施行した。

B. 教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う教員養成の状況についての情報の公表

「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第28号）」（以下「改正省令」という。）が平成26(2014)年9月26日に公布され、平成27(2015)年4月1日から施行された。この改正において、教員養成の認定課程を有する大学は、教員の養成の状況についての情報を公表することが義務付けられた。

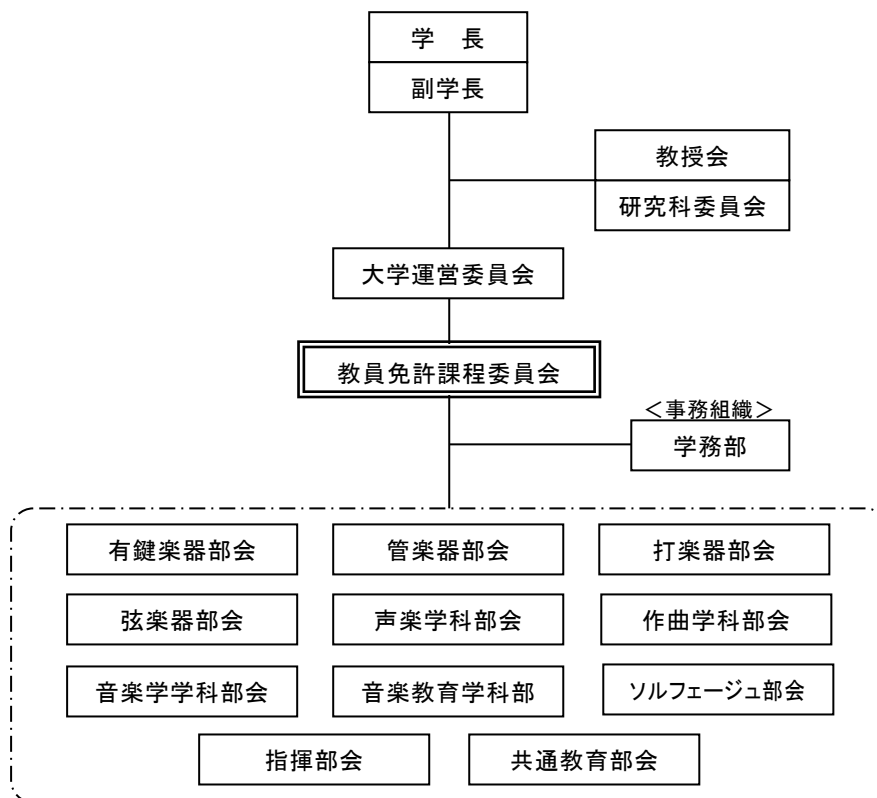
公表するものとされた情報は次のとおりである。

- ①教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。
- ②教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること。
- ③教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。
- ④卒業者の教員免許状の取得状況に関すること。
- ⑤卒業者の教員への就職の状況に関すること。
- ⑥教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。

この中で、教員の養成に係る組織については、本学では、これまで「武蔵野音楽大学学務委員会」において、教員免許課程の在り方、開講科目、教育内容、授業改善等の管理運営について必要な検討・改善を行ってきた。今般の改正省令により、教員の養成の状況について情報の公表が義務付けられたこと、また、平成29(2017)年度に予定している学科の再編・統合に伴う教員免許課程の課程認定申請において、より充実・強化を図り教員免許課程について責任を持って運営する組織の設置が必要となったことから、これまでの「学務委員会」から独立した「武蔵野音楽大学教員免許課程委員会」を設置することとし、平成27(2015)年7月21日に開催された理事会において承認された。

平成27(2015)年8月1日現在の教員養成に係る組織体系は、表3-4のとおりである。

表 3-4 教員養成に係る組織体系



なお、教員の養成の状況については、平成28(2016)年2月に本学ウェブサイトで公表した。

3-5 業務執行体制の機能性

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

本学の業務執行体制は、これまで記述したとおり「両キャンパス」に分かれて教育研究が行なわれている現在、これを支援するため、それぞれのキャンパスにふさわしい事務組織を置いて対応している。しかしながら「両キャンパス」に分かれて教育研究を行っている現状は、教育研究上も、また経営上も非効率であることから、これを解消するため、平成28(2016)年度末の完遂を目指し「プロジェクト」を推進中である。

一方、大学を取巻く環境の急激な変化に伴い、それに対応する法令等の頻繁な改訂、また、ステークホルダーから大学に対し寄せられる広範多様な人材育成への期待等、これに適確に応えるためには、学長の業務執行を一層堅固に補佐する体制が必要である。本学は上記「プロジェクト」と併せて、副学長の新設、企画課・広報課・入学センターの3つの機能を併せ持つ企画部を設置し、これにIR機能を持たせた新たな管理体制の構築を計画している。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

平成27年度に学長の業務を補佐し、学長からの特命事項を処理する「副学長」を新設した。また、企画課・広報課・入学センターの機能を併せ持つ企画部を設置し、企画課にIR機能を付与させた。

「新江古田キャンパスプロジェクト」が推進中であるが、平成27年から入間校地に統合されているため、従来江古田校地、入間校地にあった事務室を統合し、組織・業務の合理化を図った。

3-6 財務基盤と収支

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

収支バランスについては、平成26(2014)年度以降数年間は50余年ぶりとなる江古田キャンパスの全面的な建替えに伴う経費、「両キャンパス」間の2度の移転に掛かる経費、さまざまな物品の購入等、一時的に経費の支出が大きく膨らむことが予想され、かつ「プロジェクト」完遂までは学生募集に難しい面があることを考え合わせると、帰属収支を収入超過にしていくことは現実的に見て容易ではない。

しかしながら帰属収支差額の支出超過幅を極力小さくするための努力は必要不可欠である。具体的には、学生募集活動を一層活発に行うとともに、収入面ではこれからも資金運用収入を柱のひとつとして、併せて寄附金収入の増収を積極的に図っていく。

一方で帰属収入に対する人件費率を適正な水準にまで近づけ、経費については高い教育水準を維持しながらも、経費節減の取組みを通してさらに節減効果を上げていく。

平成29(2017)年度以降は、大学の教育研究機能を都心に立地する江古田キャンパスに統合することで、学生募集について有利に働くことが期待される一方で、経費支出や人件費の削減にも寄与することが見込まれることから、従前と同様に収支バランスは健全化していくと予想している。なお、これからの数年間は収支バランスの上で最も厳しい時期を迎えることになるが、そのための手元流動性は十分に確保しており、資金面での不安は全くない。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

現在、江古田キャンパスの全面的な建替えが進行中であるため、「両キャンパス」間の移転に掛かる経費、さまざまな物品の購入等、一時的に経費の支出が大きく膨らんでいる状況にある。

支出超過幅を極力小さくするための努力として、収入面では寄附金収入の増収を積極的に図っていて、平成27(2015)年8月より利便性を高めるための方策として本学園のウェブサイト上で寄附金の申込及びクレジットカード決済が出来るよう改善を行った。また寄附金の税額控除を継続して適用してもらうために、文部科学省に対してはすでに次の5年間の税額控除の適用の申請を行ったところである。

一方で経費については、徐々にではあるが人件費を減らしており、経費については経費節減の取組みを通して徹底した節減を行っていて、教職員のコスト意識も高まり、着実に成果を上げてきている。

収支バランスの上で最も厳しい時期を迎えてはいるものの、手元流動性は十分に確

保しており、資金面での不安は全くない。

3-7 会計

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

会計処理については、経理部員個々の研修による知識の向上を図るとともに、学校法人会計基準、「経理規則」を十分に理解し、これを遵守して適切に処理していくことを継続していく。特に、平成27(2015)年度より適用される新学校法人会計基準の理解を深め、新基準導入・移行に支障のないよう十分な準備を行っていく。

また、会計監査の体制は整い確立されているので、引続き厳正な監査が執行されるよう万全を期す。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

平成27(2015)年度から適用された新学校法人会計基準に対応するために、学校会計システムを更新した。システムの更新にあたり経理部員個々が新基準を理解し、しっかりと準備を行ったため更新は滞りなく終了し、システムは順調に稼働している。機会があれば研修等に参加し新基準のより一層の理解に努めていく。

従前より会計監査の体制は整い確立されているので、引続き厳正な監査が執行されるよう万全を期す。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

上記のとおり、平成16(2004)年度に自己点検・評価が義務化されて以降、3回にわたる総合的な自己点検・評価を行うとともに、自己点検・評価活動の一環として、6回の「アンケート調査」並びに3回の「学生満足度調査」の実施、専任教員の教育研究・業績の公表を行ってきた。

今後も教育研究水準の向上と質の保証を図るため、認証評価機関が定める評価項目のほか、環境の変化、社会の要請・期待に応じた点検・評価項目を検討し、必要に応じて新たな点検・評価項目を設定して適切に自己点検・評価を行う。また、自己点検・評価の実施時期については、平成24(2012)年度の「実施要項」の改訂により原則として3年ごとに実施することとし、「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」（以下「学園中期計画」という。）に定めた具体的な自己点検・評価の計画に基づき、確実に実施していく。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

本学は、「学校法人武蔵野音楽学園中期計画」及び「平成27年度武蔵野音楽学園事業計画」に基づき、平成24(2012)年度の自主的な自己点検・評価、平成25年度の大学機関別認証評価受審に当たっての自己点検・評価に引き続き、平成27(2015)年度に自主的な自己点検・評価を実施した。また、自己点検・評価活動の一環として実施している「学生による授業評価アンケート」も、平成25(2013)年度のクラス授業を対象とした授業評価アンケートに引き続き、平成27(2015)年度は専攻実技（レッスン）についてアンケートを実施した。

A. 自主的な自己点検・評価

本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動及び管理運営等について、自ら実施する点検・評価に関して必要な事項を「武蔵野音楽大学自己点検・評価実施要項」（以下「実施要項」という。）で定めている。実施要項第4条「自己点検・評価の実施方法」の別表では、評価基準・評価項目・評価の視点等を定めている。

本学は、平成26(2014)年度に日本高等教育評価機構（以下「評価機構」という）による大学機関別認証評価を受審した。受審に当たっては、評価機構の定める項目に従い自己点検・評価を実施し、「自己点検評価書」を作成・提出した。「自己点検評価書」では、基準項目ごとに「改善・向上方策（将来計画）」として、自己点検・評価の結果、本学として問題点の改善や、一層の向上のため今後さらに取り組むべき事項について記述した。

平成27(2015)年8月31日に開催された自己点検・評価委員会において、平成27(2015)年度の自主的な自己点検・評価の内容は、大学機関別認証評価受審の翌年度という特性、及びPDCAサイクルの仕組みの中での自己点検・評価の結果の活用という観点を踏まえ、実施要項第4条別表にかかわらず、前述の「改善・向上方策

(将来計画)」に記述した事項の改善状況・検討状況の検証をすることとした。併せて、大学機関別認証評価での評価調査書に参考意見として指摘された事項の改善状況・検討状況についても検証することとした。

B. 学生による授業評価アンケート

本学は、教育内容・方法の更なる充実・向上を図るため、全ての学生・大学院生を対象として授業評価アンケートを実施している。平成27(2015)年度は、中期計画及び平成27年度事業計画に基づき、学生による授業評価アンケート「専攻実技（レッスン）」を実施した。

平成27年8月31日に開催された自己点検・評価委員会において、質問項目、実施時期・回収方法等の実施要領、集計結果の活用等について審議・決定した。質問項目については、「授業に対する質問」と「自身に対する質問」に区分し、「授業に対する質問」は、従来10項目あったものを、8項目に整理することとした。

平成27年10月1日から7日の間のクラス授業に時間を使用して質問用紙を配布し、23日までを回答期限としたが、この間に大学行事があり回答率が低調であったため31日まで延長した。

アンケート結果及び結果を踏まえた今後のレッスンへの反映等については、「学生による授業評価アンケート実施報告書」として取りまとめ、平成28(2016)年7月を目途に公表を予定している。

今回の専攻実技（レッスン）についてのアンケート回収率は、過去と比較してやや低かった。中には、回答者がなかった授業（教員）もいた。多くのデータを得ることによって、より詳細な分析ができ、より有効な改善策等が見出せる可能性がある。このため、次回の専攻実技（レッスン）の授業評価アンケートに向けて、回収率を向上させるため、回収方法について改善する必要がある。

4-2 自己点検・評価の誠実性

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

本学では、各種調査・データの収集及び分析を、「4-1-②」(P.78)で記述したとおり、それぞれの内容に応じて所管する部署が「各部署」間相互の連携・協力のもと行っている。これらの各種資料を分析して得られる情報は、それぞれ「各部署」が保有しているが、多くの複雑な資料及びデータを多角的、総合的かつ効率的に分析するためには、それを集約して管理することが必要であり、これを担当する新たな組織の構築を目下検討中である。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

「3-3(2)B. IR(Institutional Research)を担当する組織の新設」に記述したとおりである。

4-3 自己点検・評価の有効性

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果、改善を必要とする事項のうち、中長期的な検討が必要な事項については「学園中期計画」に取り込み、改善への目標の設定、目標達成のための実施事項、スケジュール等を具体化する。さらに、毎年度その進捗状況を確認・評価し、必要に応じ計画の修正を行い目標を達成していくことで、自己点検・評価と改善を結びつけ、法人の管理運営及び大学の教学運営に着実に反映させていく。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

武蔵野音楽学園中期計画（以下「中期計画」という。）は、平成25(2013)年度から平成29(2017)年度の5年間を対象期間として策定しており、特にこの5年間は、江古田新キャンパスプロジェクト及び学科の再編・統合とこれに伴うカリキュラムの改訂という大事業を計画している。このため毎年度、計画の見直しを行い、状況・環境の変化、各計画事業の進捗状況等を確認し、必要に応じ修正を行うこととしている。

A. 武蔵野音楽学園中期計画の見直し

これまで、平成25(2013)年度末、平成26(2014)年度末、平成27(2015)年度末に当該年度に計画した事項について、その成果の把握・評価を行うとともに、自己点検・評価の結果、中央教育審議会の答申内容等を踏まえて、中期計画を見直し、所要の修正及び新規事項の中期計画への取込みを行ってきた。見直し結果で所要の修正及び追加事項を加えた中期計画は、将来構想委員会での審議を経て、理事会・評議員会の承認を得たのちに執行している。

B. 平成27年度自己点検・評価

4-1(2)A. 「自主的な自己点検評価」に記述したとおり、平成27年度に実施した自主的な自己点検評価は、平成26年度の大学機関別認証評価受審のため実施した自己点検・評価の結果、「改善・向上方策（将来計画）」として記述した事項、及び大学機関別認証評価の評価結果で参考意見として指摘された事項の改善状況・検討状況について点検・評価した。それぞれの改善状況・検討状況は、本自己点検・評価書各項目に記述したとおりである。

IV. 本学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 演奏活動

A-1 教育の成果発表の場としての演奏活動

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

「2-1-③」(P.20)で記述したとおり、学生が「両キャンパス」に分かれて履修しているので、各種の合奏・合唱授業の履修要領や成果発表の場となる演奏会出演者の選考には、自ずから制約を受ける。

現在「武蔵野音楽学園江古田新キャンパスプロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)が進行中で、これにより平成27(2015)年度、平成28(2016)年度は入間キャンパスに、平成29(2017)年度以降は新しい江古田キャンパスに教育研究の機能が統合され、学部・大学院全学生が同一キャンパスで履修することになるので、これを機に、合奏・合唱授業の開講要領を見直し、演奏技術のレベルや学年構成を踏まえた合奏・合唱授業の柔軟な編成を検討する。また、管弦楽団、ウィンドアンサンブル(吹奏楽団)、オペラ等の演奏会出演者が特定の学生に偏ることがないように、学生の要望も踏まえ現行の選考方法を検討する。

本学では、「プロジェクト」により新しい江古田キャンパス内に3つのコンサートホールを整備し、また、管弦楽・ウィンドアンサンブル(吹奏楽)・大合唱の3つの常設練習場を、さらに数室のアンサンブル練習室も設置する。この「プロジェクト」による教育研究活動の場の統合と、それに伴う学生数の増加により、一層複雑・綿密な練習計画の立案を必要とするが、演奏会を行うためのホール等の数は現在の2倍程度となることから、さらに多くの演奏活動を展開することが可能となる。上記の履修要領の見直しとも併せ、学生にこれらの施設を有効に活用させ、より多くの実体験を踏ませることで演奏家としての資質のさらなる向上を図る。

「1-2-③」(P.10~P.11)で記述したとおり、本学では幅広い音楽の素養を基礎に、多様化する文化・芸術活動を支え展開するプロデュース能力、マネジメント能力を持つ学生を育成する目的で、音楽環境運営学科を設置した。この学科の学生にとって、現場での実務体験が教育研究上効果的であることから、学内外で本学が開催する多様な演奏会に、企画・運営をする立場で参画させ、一層豊かな実務経験を積むことができるよう、SA(Student Assistant)、インターンシップ、また、実習の計画を検討する。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

平成29年度以降の合奏・合唱授業については、学務部との数回の会議を経て開講要領等の改善をすることができたが、平成27・28年度についてはこれまでのカリキュラムの中で合奏・合唱授業を実施していく必要があり、一層の創意工夫が必要である。また、出演メンバーの選考にあたっては、演奏レベルの維持を念頭に置き、特定の学生に偏ることがないように引き続き検討していく。

音楽環境運営学科学生の実務経験を多くするためには現行カリキュラムの見直しが必要となるため、今後も引き続き当該関係者との検討を必要とする。

基準 B. 社会連携

B-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

(1) 自己点検評価書で記述した改善・向上方策（将来計画）

本学における教育研究活動が生涯教育として機能することもまた、高等教育機関が担うべき役割として社会から求められている。これまで本学は、「B-1-①」(P.93)で記述したとおり、極めて多彩な公開講座や演奏会等を開催し、多くの幅広い世代の来場者を迎えている。

今後は、ますます複雑多様化する社会の要請に応えるべく、今後地域・社会に対してどのような貢献が必要であり可能であるかを、地域の文化団体、教育関係機関、自治体、卒業生等との連携を密に図って検討し、さらなる企画の充実・発展を目指す。

しかしながら、これら生涯教育や社会貢献への役割を果たすためには、それなりの経済的裏づけが必要であり、年々これに係わる出費が嵩む傾向にあるので、大学の第一義的な使命である教育研究活動を圧迫することがないように留意し、一層合理的・効果的な実施の方策をたてる。

(2) 改善・向上方策（将来計画）の改善（検討）状況

平成 26 年度は、县市町村・学校からの依頼に対して、公開講座 4 件、依頼演奏 3 件、出張演奏 30 件を実施した。また、特別支援学校 2 校の依頼により本学施設で鑑賞会を行い、「音楽に触れる機会」を提供した。

平成 27 年度にあっては、前年度に組み込まれた学外諸団体からの依頼により、数多くの演奏の機会を得ることができた。しかしながら、全ての学生が入間キャンパスに在学する現状では、経費負担や合唱関連の演奏会過多は否めない結果となった。

平成28年度は埼玉県公益財団法人主催高齢者学習「彩の国いきがい大学」音楽科授業を受託している。また、学生が十分な練習を経たうえで、貴重な演奏の機会を得られるよう熟慮が必要と考える。